

基安化発0430第1号
令和3年4月30日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(公印省略)

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（再注意喚起）

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止については、令和2年8月17日付け基安化発0817第1号（令和2年10月19日付け基安化発1019第1号により一部改正）により通知しているところです。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害は、5月から9月にかけて頻発したことから、今後夏期を迎えるにあたり、剥離剤を使用した塗料の剥離作業の場合、特に、

- ①作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、十分な換気を行うこと。
- ②作業者に体調不良等が生じた場合にすぐに必要な対応が行えるよう、常時作業者の状況を把握できるような体制を確保すること。

を重点に、改めて傘下会員事業場等の関係事業者に対して注意喚起いただきますようよろしくお願い申し上げます。